

女性の森グループ活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の森グループ活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林の持つ多面的機能の啓発等を行う女性団体の活動に必要な補助金を交付し、もって本市林業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1項に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市女性の森グループとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、別表の第2項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第5条関係）

1 補助事業	森林の保護・育成活動、森林についての学習活動等
2 補助対象経費	賃金（機械作業路作設を含む）、謝金、旅費（講師、委員、指導者、調査、学習）、消耗品費、燃料費、食糧費（会議等の茶菓子代に限る）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃貸料（機械、バス、施設、資機材等）、備品購入費（木材生産、木材加工、特用林産物生産、加工等に必要な機材、簡易な作業小屋を含む）
3 補助率	10 / 10
4 限度額	100千円